

AED設置登録情報等に関する小委員会規程

(設置及び目的)

第1条 AED普及・啓発検討委員会にAED設置登録情報の有効活用に向けた方策を検討することを目的として、AED設置登録情報等に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

(小委員会の構成)

第2条 この小委員会は、(1) AED普及・啓発検討委員会委員長が指名する者、(2) 学識経験者、関係行政機関の職員及び関係業界団体の者をもって構成する。

- 2 委員長に事故等があった場合は、AED普及・啓発検討委員会委員長が指名したものが、その職務を代行する。
- 3 小委員会において委員長が必要と認める場合には、委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。
- 4 小委員会が検討結果を取りまとめた提言について継続的に検討するため、検討部会（以下「部会」という。）を設置する。
部会は、委員長が指名する者をもって構成する。

(小委員会の開催)

第3条 小委員会は必要に応じて委員長が招集し開催する。

(小委員会の業務)

第4条 小委員会はAED普及・啓発検討委員会委員長が諮問した次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 救命率の向上のため、AED設置情報を地域に提供できる体制について
- (2) AED設置登録者に求める公開（同意）内容及び消防機関のシステム等で有効活用できるAED設置情報（項目）について

(報告)

第5条 委員長は、検討結果を取りまとめAED普及・啓発検討委員会に報告し、理事長に提言するものとする。

(小委員会の庶務)

第6条 小委員会の庶務は、研修研究部において処理する。

(規格外事項の対応)

第7条 この規程に定めのない事項で、小委員会による対応が必要に場合には、その都度小委員会で審議し、対策を策定するものとする。

(附則)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。